

死刑執行に抗議する会長声明

今月6日、東京、大阪、広島、福岡の各拘置所において、死刑確定者7名に対して死刑が執行された。昨年8月に就任した上川陽子法務大臣による2回目の執行であり、第2次安倍内閣発足以降、13回目、合計28人目の死刑執行となった。同日中の7名の執行は、現行刑法のもと、法務省が執行を公表するようになった98年以降では最多の人数である。極めて遺憾であり、当会は、この死刑執行に対して強く抗議する。

今回の執行は、7名中6名が再審請求中であり、弁護権・防御権の観点から問題が残るといわざるを得ず、また、精神障害を発症していたおそれがある者が含まれており、はたして受刑能力に問題がなかったか、執行の適法性に重大な疑義が生じるものであった。

加えて、死刑確定者の処遇や執行方法等、死刑に関する情報がほとんど公開されない中で死刑が執行されていくことについて、民主主義の観点から問題が生じることが改めて浮き彫りにされた。

日本弁護士連合会は、2016年10月、第59回人権擁護大会において「死刑廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択し、2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきと宣言した。この宣言の核心は、死刑が生命を剥奪するという刑罰であり、国家による重大かつ深刻な人権侵害であるという点にある。当会も、死刑は人間の生命を奪う不可逆的な刑罰であり、誤判の場合には取り返しがつかないとして、死刑制度を廃止するよう求めてきた。

国際社会では死刑廃止に向かう潮流が主流であり、OECD加盟国で、死刑を国家として統一して執行し続けているのは日本だけである。今回の執行に対しても、欧州連合の駐日代表部が加盟国の駐日大使らと連名で日本政府に執行停止の導入を訴える共同声明を発表する等、重大な懸念が表明された。

確かに、犯罪により奪われた命は二度と戻ってこない。このような犯罪は決して許されず、被害者遺族が厳罰を望むことは自然な感情である。しかし、罪を犯した者の多くは、家庭、教育等の様々な要因から犯罪に至っており、刑罰は犯罪への応報にとどまらず、罪を犯した者の更生に資するものでなければならない。それが再犯を防ぎ、社会全体の安全に寄与するからである。同時に、犯罪被害者・遺族に対する支援制度は未だ不十分であり、その改善・向上は、重要な課題とし

て、全力で取り組んでいかなければならない。

当会は、今回の死刑執行に対し改めて強く抗議するとともに、直ちに死刑執行を停止した上で、2020年までに死刑制度を廃止するよう求めるものである。

2018年（平成30年）7月11日

千葉県弁護士会

会 長 押 師 徳 彦